

○電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）の一部を改正する省令新旧対照表

（傍線部分又は下線部分は改正部分）

改正案

現行

（端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号）

第九条 端末系伝送路設備（第十二条に規定するものを除く。）を識別するための電気通信番号（第十条の電気通信番号を除く。）は、次のとおりとする。

一 固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備であつて、次号に規定するものを除く。）及び無線呼出しの役割に係る端末系伝送路設備（**第四号**の端末系伝送路設備を除く。）を識別するための電気通信番号は、総務大臣が市町村等の区域を勘案して別に告示する電気通信番号とする。ただし、固定端末系伝送路設備において、別に告示する電気通信番号によることが著しく困難であると総務大臣が認めるときは、他の電気通信番号とすることができる。

二（略）

三 携帯電話又はPHSに係る端末系伝送路設備（**次号に規定するものを除く。**）を識別するための電気通信番号は、別表第一第六号に定めるものとする。

三の二 携帯電話又はPHSに係る端末系伝送路設備（主として

データ伝送業務の用に供するものであつて、総務大臣が別に告示するものを除く。）を識別するための電気通信番号は、別表

（端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号）

第九条 端末系伝送路設備（第十二条に規定するものを除く。）を識別するための電気通信番号（第十条の電気通信番号を除く。）は、次のとおりとする。

一 固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備であつて、次号に規定するものを除く。）及び無線呼出しの役割に係る端末系伝送路設備（**第五号**の端末系伝送路設備を除く。）を識別するための電気通信番号は、総務大臣が市町村等の区域を勘案して別に告示する電気通信番号とする。ただし、固定端末系伝送路設備において、別に告示する電気通信番号によることが著しく困難であると総務大臣が認めるときは、他の電気通信番号とすることができる。

二（略）

三 携帯電話又はPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第六号に定めるものとする。

第一第六号の二に定めるものとする。

四 無線呼出しの役務（当該役務に係る料金を発信側の者が負担するものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第七号に定めるものとする。

五 (略)

2 (略)

別表第一

第一号～第五号 (略)

第六号 (第9条第1項第3号関係)

70CDEFGHJK (Cは0を除く。)、80CDEFGHJK (Cは0を除く。) 又は90CDEFGHJK (Cは0を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第六号の二 (第9条第1項第3号の2関係)

20CDEFGHJK (Cは0及び4を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第七号 (第9条第1項第4号関係)

204DEFGHJK

ただし、DEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通

四 無線呼出しの役務（当該役務に係る料金を発信側の者が負担するものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第七号に定めるものとする。

五 (略)

2 (略)

別表第一

第一号～第五号 (略)

第六号 (第9条第1項第3号関係)

70CDEFGHJK (Cは0を除く。)、80CDEFGHJK (Cは0を除く。) 又は90CDEFGHJK (Cは0を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第七号 (第9条第1項第4号関係)

20CDEFGHJK (Cは0を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気

信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。
第八号～第十三号 (略)

別表第二 (第15条第2項関係)

電気通信番号の種別	要件
1～6 (略)	(略)
7 第9条第1項第3号に規定するもの	1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。 2 直接又は他の電気通信事業者の網 (当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。) を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。) 3 緊急通報が利用可能であること (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)

通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。
第八号～第十三号 (略)

別表第二 (第15条第2項関係)

電気通信番号の種別	要件
1～6 (略)	(略)
7 第9条第1項第3号に規定するもの	1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。 2 直接又は他の電気通信事業者の網 (当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。) を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。) 3 緊急通報が利用可能であること (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)

<p><u>8</u> 第9条第1項第3号の2に規定するもの</p>	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との間で第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号に係る呼の接続を行わないこと。</p>
<p><u>9</u> 第9条第1項第4号に規定するもの</p>	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第7号の2に規定する無線呼出局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>
<p><u>10</u> 第9条第1項第5号に規定するもの</p>	<p>(略)</p>
<p><u>11</u> 第10条第1項第1号に規定するもの</p>	<p>(略)</p>
<p><u>12</u> 第10条第1項第2号に規定するもの</p>	<p>(略)</p>
<p><u>13</u> 第10条第1</p>	<p>(略)</p>

<p><u>8</u> 第9条第1項第4号に規定するもの</p>	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第7号の2に規定する無線呼出局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>
<p><u>9</u> 第9条第1項第5号に規定するもの</p>	<p>(略)</p>
<p><u>10</u> 第10条第1項第1号に規定するもの</p>	<p>(略)</p>
<p><u>11</u> 第10条第1項第2号に規定するもの</p>	<p>(略)</p>
<p><u>12</u> 第10条第1</p>	<p>(略)</p>

項第3号に規定するもの		項第3号に規定するもの	
<u>14</u> 第12条に規定するもの	(略)	<u>13</u> 第12条に規定するもの	(略)
<u>15</u> 第13条に規定するもの	(略)	<u>14</u> 第13条に規定するもの	(略)
注1～4 (略)		注1～4 (略)	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に指定されているこの省令による改正前の電気通信番号規則（以下「旧規則」という。）第九条第一項第三号に規定する電気通信番号については、旧規則の規定は当分の間、なおその効力を有する。

○電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を改正する省令新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正案

現行

様式第28（第8条関係）

第1表（略）

第2表

電気通信番号の使用状況報告（OAB～J番号以外）

年3月31日現在

事業者名

電気通信番号の種類	番号 使用数	番号未 使用数	番号 休止数	番号ポー タビリテ イに係る 番号使用 数	FMCサ ービスに 係る番号 使用数
合計					

注1 電気通信番号規則第9条第1項第2号から第5号まで及び第10条第1

項各号に規定する電気通信番号について記載すること。

2 「電気通信番号の種類」の欄は、「070/080/090」、「020C1」

（電気通信番号規則第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番

号）、「0204」（電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電

様式第28（第8条関係）

第1表（略）

第2表

電気通信番号の使用状況報告（OAB～J番号以外）

年3月31日現在

事業者名

電気通信番号の種類	番号 使用数	番号未 使用数	番号 休止数	番号ポー タビリテ イに係る 番号使用 数	FMCサ ービスに 係る番号 使用数
合計					

注1 電気通信番号規則第9条第1項第2号から第5号まで及び第10条第1

項各号に規定する電気通信番号について記載すること。

2 「電気通信番号の種類」の欄は、「070/080/090」、「0201」、

「881」、「091」、「060」、「050」又は「OAB0」を記載すること。

「気通信番号」を、「[881]」、「[091]」、「[060]」、「[050]」又は「[0A B0]」を記載すること。

3～8 (略)

第3表 (略)

様式第29 (第9条関係)

電気通信番号の使用状況報告等

年 月末現在

事業者名

電気通信番号の種類	電気通信番号	自社が指定を受けた電気通信番号		他事業者が指定を受けた電気通信番号	(4) 算定対象電気通信番号数 (1)－(2)＋(3)
		(1) 番号使用数	(2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの		
1～4 (略)	(略)				
5 電気通信番号規則第9条	70、80又は90から始まる電				

3～8 (略)

第3表 (略)

様式第29 (第9条関係)

電気通信番号の使用状況報告等

年 月末現在

事業者名

電気通信番号の種類	電気通信番号	自社が指定を受けた電気通信番号		他事業者が指定を受けた電気通信番号	(4) 算定対象電気通信番号数 (1)－(2)＋(3)
		(1) 番号使用数	(2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの		
1～4 (略)	(略)				
5 電気通信番号規則第9条	70、80又は90から始まる電				

第1項第3号の電気通信番号	気通信番号				
6 電気通信番号規則第9条第1項第4号の電気通信番号	<u>204</u> から始まる電気通信番号				
7～10 (略)	(略)				
合計					

注1～5 (略)

第1項第3号の電気通信番号	気通信番号				
6 電気通信番号規則第9条第1項第4号の電気通信番号	<u>20</u> から始まる電気通信番号				
7～10 (略)	(略)				
合計					

注1～5 (略)

附 則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を改正する省令新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第11（第25条関係）			
電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号	電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
1～4（略）	(略)	1～4（略）	(略)
5 電気通信番号規則第9条 第1項第3号に規定する電 気通信番号	70CDEFGHJK、80CD EFGHJK又は90CDEF GHJK	5 電気通信番号規則第9条 第1項第3号に規定する電 気通信番号	70CDEFGHJK、80CD EFGHJK又は90CDEF GHJK
6 電気通信番号規則第9条 第1項第4号に規定する電 気通信番号	<u>204DEFGHJK</u>	6 電気通信番号規則第9条 第1項第4号に規定する電 気通信番号	<u>20CDEFGHJK</u>
7～10（略）	(略)	7～10（略）	(略)
注1～注2（略）		注1～注2（略）	

附 則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

○平成九年郵政省告示第五百七十四号（電気通信番号規則の細目を定めた件）の一部を改正する告示新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	改正前
<p>第一条（略）</p> <p>第一条の二 規則第九条第一項第三号の二に規定する総務大臣が別に告示するものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 ショートメッセージサービス（携帯電話又はPHSに係る端末系伝送路設備と接続された端末設備間において、電気通信番号を接続のために用いて通信文その他の情報を伝達するサービスをいう。）の提供の用に供するものであつて、当該サービスのうち利用者間で送受信を行うものの提供の用に供するもの</p> <p>二 音声伝送役務の提供の用に供するものであつて、当該役務のうち当該役務の利用者（特定の利用者を除く。）が当該役務を利用する際、電気通信番号を認識できるもの又は直接若しくは他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との間で呼の接続を行うものの提供の用に供するもの</p> <p>三 その他総務大臣が特に認めるもの</p> <p>第二条～第四条（略）</p> <p>別表第一号～別表第三号（略）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>第二条～第四条（略）</p> <p>別表第一号～別表第三号（略）</p>

附 則

この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

○電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）の一部を改正する訓令新旧対照表（下線部は変更箇所を示す。）

改正案	現行
<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">電気通信番号指定基準</p> <p>本指定基準は、番号規則第16条に示す電気通信番号の指定に適用する。</p> <p>需要の見込み及び必要とする電気通信番号の数は、次の算出方法により算出したものであること。ただし、初めて申請を行う事業者の場合、電気通信役務の提供に関する特別な需要に基づき申請を行う事業者の場合等、この算出方法によることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 番号規則第9条第1項第3号^注</p> <p>(1) 需要の見込み＝（使用している電気通信番号の数＋需要の増加見込み）÷使用率</p> <p style="padding-left: 40px;">需要の増加見込み＝直近3ヶ月間の加入者と契約している番号の増加数÷3ヶ月×13ヶ月</p> <p style="padding-left: 40px;">使用率＝0.85</p> <p>(2) 新たに必要な電気通信番号の数＝（需要の見込み－指定済み電気通信番号の数×10万）÷10万</p>	<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">電気通信番号指定基準</p> <p>本指定基準は、番号規則第16条に示す電気通信番号の指定に適用する。</p> <p>需要の見込み及び必要とする電気通信番号の数は、次の算出方法により算出したものであること。ただし、初めて申請を行う事業者の場合、電気通信役務の提供に関する特別な需要に基づき申請を行う事業者の場合等、この算出方法によることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 番号規則第9条第1項第3号^注</p> <p>(1) 需要の見込み＝（使用している電気通信番号の数＋需要の増加見込み）÷使用率</p> <p style="padding-left: 40px;">需要の増加見込み＝直近3ヶ月間の加入者と契約している番号の増加数÷3ヶ月×13ヶ月</p> <p style="padding-left: 40px;">使用率＝0.85</p> <p>(2) 新たに必要な電気通信番号の数＝（需要の見込み－指定済み電気通信番号の数×10万）÷10万</p>

注 電気通信番号の指定は、当該指定を受けようとする電気通信事業者が現に指定を受けている電気通信番号のうち、75%以上のものを使用している場合に限り行うものとする。

3 番号規則第9条第1項第3号の2

(1) 需要の見込み＝(使用している電気通信番号の数÷需要の増加見込み)÷使用率

需要の増加見込み＝(加入者と契約している番号について、申請月から24ヶ月後までの間に見込まれる増加数^{注1})
使用率＝0.85

(2) 新たに必要な電気通信番号の数＝(需要の見込み－指定済み電気通信番号の数×10万)÷10万

注 申請を行う事業者による申告値とするが、十分な算出根拠が示されることを条件とする。

4 上記以外

(1) 需要の見込み＝(使用している電気通信番号の数÷需要の増加見込み)÷使用率
需要の増加見込み＝直近3ヶ月間^{注1}の加入者と契約している番号の増加数÷3ヶ月^{注1}×13ヶ月^{注1}
使用率^{注2} ≤ 1

注 電気通信番号の指定は、当該指定を受けようとする電気通信事業者が現に指定を受けている電気通信番号のうち、75%以上のものを使用している場合に限り行うものとする。

3 上記以外

(1) 需要の見込み＝(使用している電気通信番号の数÷需要の増加見込み)÷使用率
需要の増加見込み＝直近3ヶ月間^{注1}の加入者と契約している番号の増加数÷3ヶ月^{注1}×13ヶ月^{注1}
使用率^{注2} ≤ 1

<p>(2) 新たに必要な電気通信番号の数＝(需要の見込みー指定済み電気通信番号の数×最大払い出し数^{注3})÷最大払い出し数^{注3}</p> <p>注1 必要とする電気通信番号の数が必要最小限となるよう算定期間(需要の見込みを算定するための基準とする期間)を短くすることができる。</p> <p>注2 申請に係る電気通信番号によって、必要とする電気通信番号の数が必要最小限となるように設定しなければならない。</p> <p>注3 1の事業者識別番号で加入者に割り当てることができる最大数を指す。</p>	<p>(2) 新たに必要な電気通信番号の数＝(需要の見込みー指定済み電気通信番号の数×最大払い出し数^{注3})÷最大払い出し数^{注3}</p> <p>注1 必要とする電気通信番号の数が必要最小限となるよう算定期間(需要の見込みを算定するための基準とする期間)を短くすることができる。</p> <p>注2 申請に係る電気通信番号によって、必要とする電気通信番号の数が必要最小限となるように設定しなければならない。</p> <p>注3 1の事業者識別番号で加入者に割り当てることができる最大数を指す。</p>
--	--

附 則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。